

キャッシュカードによる ペイジー払込限度額変更の お知らせ

平素より、関西みらい銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2021年11月15日（月）より、不正引出被害を抑制するため、個人のお客さまのキャッシュカードによるペイジー払込取引に関しまして、限度額を変更いたします。

日頃よりご利用いただいているお客さまには、ご迷惑をおかけ致しますが、今後もより一層サービスの向上に努めて参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更日

2021年11月15日（月）

2. 対象となるお取引

個人のお客さまのキャッシュカードによるペイジー払込取引

※ 「個人のお客さま」には、個人事業主および任意団体を含みます

3. 変更内容

【変更前】1回あたりの払込額が500万円以下

【変更後】キャッシュカードのご利用限度額の範囲内、

かつ、1回あたりの払込額が500万円以下

※ 個人のお客さまのキャッシュカードご利用限度額（標準の場合）は以下のとおり。

・ 生体認証取引の場合	1日あたり	500万円
	1か月あたり	1000万円
・ 生体認証取引以外の場合	1日あたり	150万円（うち現金お引出しは50万円）
	1か月あたり	500万円

※ 個別に限度額が設定されている場合などは、個別の限度額が適用されます。

※ キャッシュカードご利用限度額には、ペイジー払込のほか、現金お引出し・お振込み（提携先ATMによる現金お引出し・お振込みを含みます）、デビットカードサービスのご利用も合算されます。

※ 現金やマイゲート等のキャッシュカード以外によるペイジー払込はご利用限度額に含まれません。

以上